

## 下関市ボートレース企業局低入札価格調査実施要領

令和6年2月28日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2第2項に規定する価格その他の条件がボートレース企業局にとって最も有利なものをもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、総合評価競争入札により落札者を決定するものとする。

(調査基準価格の設定)

第3条 対象工事の契約を締結しようとする場合で、当該申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの調査を行う基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は次のとおりとし、その算定方法は、調査基準価格算定調書(様式第1号)によるものとする。

(1) 土木系工事

予定価格の算出基礎となった当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)の「直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を次の①から③のとおり切り上げた価格とする。

- ① 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。
- ② 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。
- ③ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。

(2) 営繕系工事

工事価格の「直接工事費の10/10+共通仮設費の10/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7.5/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨て)を合計)を前号の①から③のとおり切り上げた価格とする。

営繕系工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

（失格基準額）

第4条 調査基準価格から調査基準価格の2%を差し引いた額（千円未満切捨て）を失格基準額とし、失格基準額未満の入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、失格とする。ただし、特殊な機械設備、特殊な電気設備及び解体工事については、失格基準額を適用しない。

（調査の対象）

第5条 ボートレース事業管理者（以下「管理者」という。）又は管理者から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者（以下「契約担当者」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうちで「下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領」第3の5（3）で規定する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札額が調査基準価格未満で失格基準額以上であるときは、当該落札候補者（以下「調査対象者」という。）について調査を行う。

（入札参加者への周知）

第6条 管理者は、対象工事とする場合は、この要領に定める低入札価格調査の対象である旨を個々の競争入札ごとに下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）第4条第1項の規定による公告及び同規程第17条第2項に規定する通知において明らかにするものとする。

（入札の執行）

第7条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は調査基準価格未満の入札があったので落札決定を保留し、後日その結果を通知する旨を宣言し、入札を終了する。

（調査の実施）

第8条 契約担当者は、入札終了後、調査対象者に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次に掲げる事項により調査する。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 低入札価格調査の実施概要(総括表)    | (様式第2号)               |
| (2) その価格で入札した理由及び入札価格の内訳 | (様式第3号)               |
| (3) 手持工事の状況              | (様式第4号)               |
| (4) 手持資材・購入予定資材の状況       | (様式第5及び6号)            |
| (5) 手持機械の状況              | (様式第7号)               |
| (6) 労務者の確保計画             | (様式第8号)               |
| (7) 安全対策の計画              | (様式第9-1、9-2、9-3、9-4号) |
| (8) 品質確保の計画              | (様式第10-1、10-2、10-3号)  |
| (9) 過去に施工した公共工事の実績       | (様式第11号)              |

- (10) 建設副産物の搬出予定の状況 (様式第 12 号)
- (11) 下請予定業者の状況 (様式第 13-1 及び 13-2 号)
- (12) 経営内容状況及び信用状況
- (13) その他

(判断基準)

第 9 条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。ただし、特殊な機械設備、特殊な電気設備及び解体工事については、第 2 号の数値的判断基準を適用しない。

(1) 基本的判断基準

- (ア) 調査に協力的であること。
- (イ) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
- (ウ) 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(2) 数値的判断基準 (入札価格内訳書の審査基準)

- (ア) 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満足していること。
- (イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
- (ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。
- (エ) 各工種金額(中項目)は工事価格の当該費目の 50%以上であること。
- (オ) 直接工事費は工事価格の当該費目の 80%以上であること。
- (カ) 共通仮設費は工事価格の当該費目の 70%以上であること。
- (キ) 直接経費 (直接工事費 + 共通仮設費) は工事価格の当該費目の 80%以上であること。
- (ク) 管理費(現場管理費 + 一般管理費)は、工事価格の当該費目の 50%以上であること。
- (ケ) 入札価格内訳書の各費目の合計額と入札金額は同一であること。また中項目以上で、値引き等による調整及び違算がないこと。

(落札者の決定等)

第 10 条 契約担当者は調査対象者に対し、前条第 2 号の数値的判断基準により審査し、この基準を下回った入札であることが判明した場合は、当該調査対象者のした入札を無効とする。

- 2 前項の審査の結果、当該調査対象者のした入札が前条第 2 号の数値的判断基準を満たしているときは、当該調査対象者について前条第 1 号の基本的判断基準により審査し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判定する。
- 3 契約担当者は当該調査対象者と契約しても契約の内容に適合した履行がされると認められたときは、当該調査対象者を落札者と決定する。なお、判定にあたっては、低入札価格調査審査表 (様式第 14 号) 及び入札価格比較表 (様式第 15 号) によるものとする。
- 4 契約担当者が第 2 項の審査で、当該調査対象者と契約することによって契約の内容に適合した履行がなされないと認めたときは、次に掲げる者 (以下「管理者等」という。) に低入札価格調査の内容及び結果並びに意見を記載した書面を提出して、令第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定の適用に関する意見を求めなければならない。

- (1) 管理者
- (2) 港湾局の職員と併任となっている参事
- (3) 建設部の職員と併任となっている参事

- 5 管理者等は、前項の規定により意見を求められたときは、当該低入札価格調査について協議し、その意見を書面によって契約担当者に提示するものとする。
- 6 管理者等は、審査の結果によっては、再度調査を指示することができる。

#### (次順位者の審査)

- 第11条 契約担当者は、管理者等から提示された意見が契約担当者の意見と同一であり、又は当該意見を容認するものである場合は、令第167条の10の2第2項の規定を適用し、当該調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者の入札額が調査基準価格未満で失格基準額以上であるときは、この要領による低入札価格調査に関する規定を適用する。
- 2 前項ただし書の規定による調査の結果、次順位者を落札者と決定しなかった場合は、落札者が決定するまで、順次、この要領による手続を行うものとする。

#### (審査結果の通知)

- 第12条 契約担当者は、落札者と決定した者に対しては落札者と決定した旨を、落札者以外の入札者に対しては決定の結果を通知しなければならない。

#### (審査結果の公表)

- 第13条 決定の結果は、「下関市ボートレース企業局建設工事等における入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領」に基づき公表する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

#### 附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

調査基準価格算定調書

1. 工事名 \_\_\_\_\_ 工事

2. 工事価格  円

3. 予定価格  円

4. 設計金額  円

5. 調査基準価格算出

(1) 土木系工事

①直接工事費 ( 円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 ( 円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
③現場管理費 ( 円) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
④一般管理費 ( 円) の 7.5/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

(2) 営繕系工事

① (直接工事費 (ア) - 現場管理費相当額 (イ)) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
ア直接工事費	円
イ現場管理費相当額 第3条(2)ア該当 アの 1/10 (小数点以下切捨て) 第3条(2)イ該当 アの 2/10 (小数点以下切捨て)	円
②共通仮設費 ( 円) の 10/10 (小数点以下切捨て)	円
③ (現場管理費 (ア) + 現場管理費相当額 (イ)) の 9/10 (小数点以下切捨て)	円
ア現場管理費	円
イ現場管理費相当額 (①イの額)	円
④一般管理費 ( 円) の 7.5/10 (小数点以下切捨て)	円
調査基準価格 ①+②+③+④ ※下記(i)から(iii)のとおり切り上げる	円

※ (i) 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格

(ii) 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格

(iii) 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格

6. 失格基準額 (調査価格の98%、千円未満切捨て、特殊な機械設備・特殊な電気設備・解体工事には不適用)  円

## 低入札価格調査の実施概要

工 事 名:

調査実施の業者名:

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由及び 入札価格（内訳書添付）	
2 手持工事の状況	
3 手持資材・購入予定資材の状況	
4 手持機械の状況	
5 労務者の確保計画	
6 安全対策の計画	
7 技術者等の配置計画	
8 過去に施工した公共工事の成績	
9 建設副産物の搬出予定の状況	
10 下請予定業者の状況	

# 低入札価格調査表

入札者 住所

氏名

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 価 格	円

## 1 その価格で入札した理由

- ※1 本市設計書の積算体系に準じた入札価格の内訳書(工事費内訳書)を添付すること。
- 2 工事費内訳書に基づき、当該価格で入札した理由(低価格で施工することが可能となる理由)を具体的に説明する。  
特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

## 手持工事の状況

発注者	元請 下請 区分	工事名	契約金額 (千円)	技術者名		着手年月	備考
				監・主	専・非	完成予定年月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	

- ※1 すべての受注工事（公共工事）について記載すること。
- 2 技術者欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者の略。該当するものに○印をつける。
- 3 技術者欄の「専・非」は、専任・非専任の略。該当するものに○印をつける。
- 4 下請の場合は、備考欄に元請業者名を記入する。
- 5 間接費の節減が可能な対象工事があれば、備考欄に「節減対象」と記入する。
- 6 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。





























施工体系図兼下請契約計画調書

工事名: \_\_\_\_\_  
 工事価格: \_\_\_\_\_ 円  
 (入札価格・消費税は含まず)

【元請負人に関する事項】

元請業者名	
所在地	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
工事内容	

【下請負人に関する事項】

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形( 日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形( 日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形( 日)

下請・見積金額計  
 (消費税含まず) \_\_\_\_\_ 円

※調査業務、安全管理委託等についても記載すること。

## 低入札価格調査審査表

1. 調査対象業者名： \_\_\_\_\_

2. 調査基準額

①工事価格	円
②調査基準価格	円
③失格基準額	円
④調査対象入札価格	円 ( 適 ・ 否 )

3. 数値的判断基準

(1)見積内訳書の審査基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①数量は仕様書に計上した設計数量(含む参考資料)である	適・否	
②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格である	適・否	
③建設廃棄物は適正な処理費用が計上されている	適・否	
④各工種金額(中項目)は工事価格の当該費目の 50%以上である	適・否	
⑤直接工事費は工事価格の当該費目の 80%以上である	適・否	
⑥共通仮設費は工事価格の当該費目の 70%以上である	適・否	
⑦直接経費(直接工事費+共通仮設費)は工事価格の当該費目の 80%以上である	適・否	
⑧管理費(現場管理費+一般管理費)は工事価格の当該費目の 50%以上である	適・否	

4. 基本的判断基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①調査に協力的である	適・否	
②企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果である	適・否	
③工事の手抜きにつながるおそれがない	適・否	
④下請けへのしわ寄せにならない	適・否	
⑤労働条件の悪化につながらない	適・否	
⑥安全対策は徹底されている	適・否	
⑦その他	適・否	

5. 総合判断

契約の内容に適合した履行がされる	適・否
------------------	-----

ただし、特殊な機械設備、特殊な電気設備及び解体工事については、「失格基準額」及び「数値的判断基準」は適用しない。

